

## 食品衛生法第 65 条の 2 に基づく消費者庁協議について

平成 22 年 5 月 13 日  
厚生労働省食品安全部

### 1. 消費者庁協議を行う場合

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 65 条の 2 の規定に基づき、以下に掲げるとき等は、内閣総理大臣（法第 70 条第 3 項の規定より消費者庁長官に委任）に協議しなければならないとされている。

- ①法第 10 条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき（添加物の新規指定等）、
- ②法第 11 条第 1 項に規定する基準又は規格を定めようとするとき（食品又は添加物の規格・基準の設定）
- ③法第 18 条第 1 項に規定する基準又は規格を定めようとするとき（器具又は容器包装の規格・基準の設定）

### 2. これまでの消費者庁協議の状況

平成 21 年 9 月の消費者庁設置以降、薬事・食品衛生審議会の答申が得られたものから順次消費者庁協議を行ってきているが、これまでの状況（食品健康影響評価が行われたものに限る。）は、次ページのとおりとなっている。

協 議 内 容	協議日	回答日	公布日
<b>農薬3剤</b> （クロラントラニリプロール、メフルミゾン、ヨウ化メチル）に関する規格基準告示改正	H21. 9. 1	H21. 9. 11	H21. 9. 28
<b>農薬2剤</b> （イミシアホス、ピラスルホトール）及び <b>動物用医薬品1剤</b> （エチプロストントロメタミン）に関する規格基準告示改正	H21. 9. 18	H21. 12. 25	H22. 1. 18
<b>農薬3剤</b> （アセキノル、テフリルトリオン、プロトロジヤモン）に関する規格基準告示改正	H22. 1. 7	H22. 1. 25	H22. 2. 18
<b>農薬10剤</b> （EPN、イタクロプリト、オキサジクロメホ、ジクロメット、セフオラゾン、ハルロン、フェノキサニル、フェリムゾン、プレチラクロール、ペンシクロン）及び <b>動物用医薬品4剤</b> （テストマイシンA、テルテカマイシン、パロモマイシン、リファキシミン）に関する規格基準告示改正	H22. 1. 26	H22. 3. 5	H22. 4. 6
米に含有する <b>カドミウム</b> に関する規格基準告示改正	H22. 3. 3	H22. 3. 11	H22. 4. 8
添加物8品目（2-エチルピラジソン、ステアロイル乳酸ナトリウム、ソルビン酸カルシウム、プロピオンアルデヒド、2-ペンタノール、6-メチルピリリン、2-メチルピラジソン、2-メチルブチルアルデヒド）の新規指定及び <b>添加物10品目</b> （前述8品目、ネオテム及び亜塩素酸ナトリウム）等に関する規格基準告示改正	H22. 3. 12	H22. 4. 30	手続き中
<b>農薬8剤</b> （イソチアニル、シメコナゾール、ピラクロストロビン、フェントラサミド、プロプロフェジン、ボスカリト、メトリオン、レピメクソ）に関する規格基準改正	H22. 3. 19	H22. 4. 12	手続き中
<b>添加物2品目</b> （5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン、3-メチル-2-ブタノール）の新規指定及び規格基準告示改正	H22. 4. 5	H22. 4. 30	手続き中
<b>農薬6剤</b> （アセタミプリト、インドキサカルブ、エスプロカルブ、トリフロキシストロビン、プロスルホカルブ、メタラキシル及びメフェノキサム）及び <b>飼料添加物1剤</b> （ノシプロタイト）に関する規格基準告示改正	H22. 4. 14		
<b>農薬5剤</b> （オキサジアゾン、ジメナミト、テブフェノジト、ピリブチカルブ、メアルデヒド）に関する規格基準告示改正	H22. 4. 30		

## 食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抄）

第64条 厚生労働大臣は、第6条第2号ただし書（第62条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、第7条第1項から第3項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第4項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、第9条第1項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第10条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、第11条第1項（第62条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、第11条第3項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、第18条第1項（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、第23条第1項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、若しくは変更しようとするとき、又は第50条第1項に規定する基準を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

②～④ （略）

第65条の2 第64条第1項本文に規定する場合には、厚生労働大臣は、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

②・③ （略）

第70条 （略）

② （略）

③ 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。